

○内閣府令第六十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。））、第二十三条の三第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。））、第二十三条の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。））、第二十三条の八第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。））、第二十四条第三項並びに第二十四条の五第四項の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。  
第十九条第二項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 提出会社による子会社取得（子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第二十七条の三第一項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社とすることをいう。以下この号及び第十六号の二において同じ。）が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合であつて、当該子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払つた、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号及び第十六号の二において同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行つた、又は行うことが当該機関により決定された当該提出会社による子会社取得（以下この号において「近接取得」という。）に係る対価の額の合計額を合算した額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額であるとき 次に掲げる事項

イ 子会社取得（近接取得を除く。）に係る子会社及び近接取得に係る子会社（以下この号において「取得対象子会社」という。）について、それぞれ次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業

の内容

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

ロ 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

ハ 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

第十九条第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 連結子会社による子会社取得が行われることが、当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合であつて、当該子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行つた、又は行うことが提出会社又は連結子会社の業務を執行する機関により決定された提出会社又は連結子会社による子会社取得（以下この号において「近接取得」という。）に係る対価の額の合計額を合算した額が当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十五以上に相当する額であるとき 次に掲げる事項

イ 子会社取得（近接取得を除く。）に係る子会社及び近接取得に係る子会社（以下この号において

「取得対象子会社」という。）について、それぞれ次に掲げる事項

(1) 取得対象子会社に関する子会社取得を提出会社が決定した場合にはその旨、連結子会社が決定した場合にはその旨並びに当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

(2) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(3) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(4) 提出会社及び当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

ロ 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

ハ 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

第七号様式記載上の注意(30)を次のように改める。

(30) 主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

ただし、「第二部 企業情報」の「第6 経理の状況」の「1 財務書類」において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、最近3連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近3事業年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

第七号様式記載上の注(53)中の「を掲げること。」の次に「ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近3事業年度の財務書類(附属明細表については最近1事業年度のもの)であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。」を挿入し、「ただし、四半期報告書」や「また、四半期報告書」に改める。

第七号様式記載上の注(65)を次のように改める。

(65) 最近の財務書類

最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の財務書類(附属明細表を除く。)のうち、第二部に掲げたもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情

報を含む。) 以外のもの (財務諸表等規則第 6 条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。) を第二部の記載に準じて掲げること。

ただし、第二部において最近 3 事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることがを要しない。  
第九号様式記載上の注意<sup>(2)</sup>を次のように改める。

(2) 「第 6 経理の状況」の「4 最近の財務書類」については、最近 5 事業年度 (6 箇月を 1 事業年度とする会社にあつては 10 事業年度) の財務書類 (附属明細表を除く。) のうち「1 財務書類」に記載したものの以外のもを、第七号様式記載上の注意(53)に準じて掲げること。

ただし、「1 財務書類」において最近 3 事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることがを要しない。

第十一号様式記載上の注意<sup>(5)</sup>を次のように改める。

(5) 発行予定額又は発行残高の上限  
発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又

は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であつて、発行登録による募集を予定している有価証券の種類が社債券であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十一号の二の二並びに第十一号の二の三(2)を次のように定める。

(2) 発行予定額又は発行残高の上限

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期社債について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であつて、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期社債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期社債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十一号の三様式記載上の注意(3)中(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)の次に次のように加える。

(d) 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期

日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。

第十二号様式記載上の注意(3)cを次のように改める。

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う有価証券の種類が社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

第十二号様式記載上の注意(4)bに次のように加える。

(d) 今回発行登録により募集を行う有価証券の種類が社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録追補書類の提



出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十四号様式記載上の注意<sup>(5)</sup>を次のように改める。

(5) 発行予定額又は発行残高の上限

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であつて、発行登録による募集を予定している有価証券の種類が社債券であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十四号の四様式記載上の注意<sup>(2)</sup>を次のように改める。

(2) 発行予定額又は発行残高の上限

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期外債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期外債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十五号表の記載上の注意(3)の次のとおりである。

- 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う有価証券の種類が社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

第十五号様式記載上の注意(4) bに次のように加える。

(d) 今回発行登録により募集を行う有価証券の種類が社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意(4) b中「掲げること。」の次に「ただし、発行者が当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者でない場合には、発行者の選択により最近3年間の財務計算に関する書類であつて、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けているもののみを掲げることができる。」を加える。

第六号様式記載上の注意(4) aを次のように改める。

a 発行登録による募集又は売出しを予定している債券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載すること。

第七号様式記載上の注意(4)中「を」とし、を「を」とし、の次に次のように加える。

d 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。

第九号様式記載上の注意(2)を次のように改める。

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録による債券の募集を行うときには

、発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

第九号様式記載上の注意<sup>(3)</sup> bに次のように加える。

(d) 今回発行登録による債券の募集を行う場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載すること。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第三条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五号の三様式記載上の注意<sup>(13)</sup>を次のように改める。

(13) 発行者の状況

「3 発行者の概況」から「7 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」ま

でに準じて記載すること。

ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、発行者の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

第五号の五様式記載上の注(22)を次のように定める。

(22) 受託者の状況

「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、受託者の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

第五号の五様式記載上の注意(24)を次のように定める。

(24) 原委託者の状況

原委託者が会社の場合、「(1) 原委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、原委託者の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

第十五号様式記載上の注意(4)を次のように定める。

(4) 発行予定額又は発行残高の上限

発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であつて、発行登録による募集を予定している内国投

資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債を除く。）であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十五号の三號が記載上の注(1)を次のように改める。

(1) 発行予定額又は発行残高の上限

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期投資法人債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であつて、発行登録による募集を予定しているときは、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期投資法人債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十六号様式記載上の注意(5)を次のように改める。

(5) 発行予定額又は発行残高の上限



発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であつて、発行登録による募集を予定している外国投資証券の形態が外国投資法人債券（短期外債を除く。）であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十大口の三巻の記簿上の注(一)を次のように定める。

(1) 発行予定額又は発行残高の上限

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であつて、発行登録による募集を予定しているときに

は、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期外債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期外債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十七号様式記載上の注意(4)(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)の次に次のように加える。

(d) 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。

第十七号の二様式記載上の注意(2)(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)の次に次のように加える。

(d) 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される特定社債の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。

第十八号様式記載上の注意(4)(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)の次に次のように加える。

(d) 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。

第十八号の二様式記載上の注意(2)(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)の次に次のように加える。

(d) 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期

日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。

第二十一号様式記載上の注意(4) c を次のように改める。

- c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債を除く。）であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

第二十一号様式記載上の注意(5) b に次のように加える。

- (d) 今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債を除く。）である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

第二十一号の二様式記載上の注意(4)cを次のように改める。

- c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う特定内国資産流動化証券の形態が特定社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された特定社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される特定社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

第二十一号の二様式記載上の注意(5)bに次のように加える。

- (d) 今回発行登録により募集を行う特定内国資産流動化証券の形態が特定社債である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された特定社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される特定社債の償還期日及び償還額を記載すること。

第二十二号様式記載上の注意(4)cを次のように改める。

- 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券（短期外債を除く。）であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

第二十二号様式記載上の注意(5)に次のように加える。

- (d) 今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券（短期外債を除く。）である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される外国投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

第二十二号の様式記載上の注意(4)を次のように改める。

- 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の

上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であつて、今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

第二十二号の二様式記載上の注意(5)ロに次のように加える。

- (d) 今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、平成二十四年十月一日から施行する。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第十一号の三様式記載上の注意(3)

(d)、第十二号様式記載上の注意(3)c及び(4)b(d)並びに第十五号様式記載上の注意(3)c及び(4)b(d)の規定は

、この府令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する発行登録書(金融商品取引法第二十三

条の三第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する発行登録書をいう。以下同じ。

( )の訂正発行登録書(同法第二十三条の四(同法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する

訂正発行登録書をいう。以下同じ。)及び施行日以後に提出する発行登録書に係る発行登録追補書類(同

法第二十三条の八第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する発行登録追補書類

をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前に提出した発行登録書の訂正発行登録書及び施行日前に

提出した発行登録書に係る発行登録追補書類については、なお従前の例による。

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第七号様式記載上

の注意(4)d並びに第九号様式記載上の注意(2)c及び(3)b(d)の規定は、施行日以後に提出する発行登録書の

訂正発行登録書及び施行日以後に提出する発行登録書に係る発行登録追補書類について適用し、施行日前に提出した発行登録書の訂正発行登録書及び施行日前に提出した発行登録書に係る発行登録追補書類については、なお従前の例による。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第十七号様式記載上の注意(4)(d)、第十七号の二様式記載上の注意(2)(d)、第十八号様式記載上の注意(4)(d)、第十八号の二様式記載上の注意(2)(d)、第二十一号様式記載上の注意(4)(c)及び(5)(b)(d)、第二十一号の二様式記載上の注意(4)(c)及び(5)(d)、第二十二号様式記載上の注意(4)(c)及び(5)(b)(d)並びに第二十二号の二様式記載上の注意(4)(c)及び(5)(d)の規定は、施行日以後に提出する発行登録書の訂正発行登録書及び施行日以後に提出する発行登録書に係る発行登録追補書類について適用し、施行日前に提出した発行登録書の訂正発行登録書及び施行日前に提出した発行登録書に係る発行登録追補書類については、なお従前の例による。